

新登録遺跡記入カード		1 新発見	2 周知遺跡変更
ふりがな 遺跡名	うえのむらだい2いせき 上ノ村第2遺跡	周知遺跡の場合 遺跡番号	M5047
所在地	都城市 大字 鷹尾一丁目 字 上ノ村 番地		
立地	沖積地 台地 (河岸段丘) 河川敷 丘陵 その他()		
種別	散布地 (集落跡) 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 古墳 横穴墓 生産遺跡 その他の遺跡()		
時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 (中世) (近世) その他()		
現況	(宅地) 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 社寺 その他()		
遺構	溝状遺構 ピット		
遺物	陶磁器 土師器 軽石製品		
特記事項			
変更等の具体的理由	試掘調査によって、中世・近世遺物・遺構の出土が確認されたため、新規遺跡の登録を行う。 遺跡の範囲については、試掘調査の結果および周辺地形を勘案し、遺構・遺物の出土した平坦面を中心に設定した。また、台地上の上ノ村遺跡とは立地面が異なるため、範囲拡大ではなく新規遺跡とした。		
遺跡の範囲を示す地図(国土地理院25,000分の1地形図) コピーを貼り付けてください			
遺跡の範囲を示す地図 (1/2500) コピーを貼り付けてください			
※範囲が変更になった遺跡は旧範囲と新範囲がわかるように記入してください。			